

条 例

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設条例

(設置)

第一条 地域産業の振興並びに地域住民の活動及び交流の促進のための西部地域における拠点の形成に寄与するため、埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設（以下「ふれあい拠点施設」という。）を川越市新宿町一丁目十七番地十七に設置する。

(業務)

第二条 ふれあい拠点施設は、次に掲げる業務を行う。

- 一 多目的ホール、貸事務室、会議室、配膳室、控室及び駐車場並びにこれらの附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- 二 その他ふれあい拠点施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日)

第三条 ふれあい拠点施設の休館日は、定めない。ただし、知事は、ふれあい拠点施設の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第四条 施設等を利用することができる時間は、午前九時から午後十時まで（駐車場にあっては、午前八時から午後十一時まで）とする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(貸事務室等の許可の期間)

第五条 貸事務室及び指定駐車場（貸事務室の利用について第七条第一項の許可を受けた者がその利用に付随して利用するものとして知事が指定する自動車駐車場の区画をいう。別表第三号イにおいて同じ。）の利用を許可する期間は、三年以内とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、当該貸事務室の利用を許可した期間の初日から引き続き五年を超えない範囲内において、その期間を更新することができる。

(配膳室等の利用の制限)

第六条 配膳室及び控室は、多目的ホールの利用に付随して利用する場合のほかは、

利用することができない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第七条 施設等を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 貸事務室を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 創業しようとする者又は前項前段の許可の申請時において創業の日以後五年を経過していない者

二 新たな事業分野への進出を図る中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）

三 その他ふれあい拠点施設の設置の目的を達成するために知事が特に必要と認める者

3 第一項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしてはならない。

一 ふれあい拠点施設の管理上支障があると認められるとき。

二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

三 その他ふれあい拠点施設の設置の目的に反すると認められるとき。

4 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第八条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第九条 知事は、ふれあい拠点施設の利用者の遵守事項を定め、及びふれあい拠点施設の管理上必要があると認めるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第十条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はふれあい拠点施設の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

一 第七条第四項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

二 第八条の規定に違反したとき。

三 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当し、同項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第十一条 利用権利者は、その利用を終えたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。前条第一項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第十二条 ふれあい拠点施設の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にふれあい拠点施設の施設若しくは設備を損傷し、又は物品を紛失し、若しくは損傷したときは、これらを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。い。

(立入りの禁止等)

第十三条 知事は、ふれあい拠点施設内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、ふれあい拠点施設からの退去を命ずることができ。

(指定管理者による管理)

第十四条 知事は、ふれあい拠点施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。第二十条第一項において「法」という。)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、ふれあい拠点施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 第二条各号に掲げる業務

二 ふれあい拠点施設の施設(設備及び物品を含む。第十七条第一項第二号及び第十九条において同じ。)の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行う場合における第三条から第七条まで、第九条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第十五条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 知事は、次に掲げる基準を満たすものうち最も適切な管理を行うことができ

ると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一 県民の平等なふれあい拠点施設の利用を確保することができること。
- 二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にふれあい拠点施設の運営を行うことができること。
- 三 ふれあい拠点施設の設置の目的を効果的に達成し、及び効率的な運営を行うことができること。

四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(指定管理者の公表等)

第十六条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第十七条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にふれあい拠点施設の運営を行うこと。
 - 二 ふれあい拠点施設の施設の維持管理を適切に行うこと。
 - 三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 二 指定管理業務の実施に関し必要な事項
 - 三 指定管理業務の事業報告に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、ふれあい拠点施設の管理の適正を期するため必要な事項

(指定の取消し等)

第十八条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。

二 第十五条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。

三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 第十六条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第十九条 指定管理者は、ふれあい拠点施設の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならぬ。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第二十条 知事は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者にふれあい拠点施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第二十一条 利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

3 県又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用料金の減免)

第二十二条 指定管理者は、利用権利者が施設等を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合で、必要があると認めるときは、

知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第二十三条 指定管理者が收受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還する。

一 ふれあい拠点施設の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。

二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。

三 利用権利者が、利用料金の全額を納付した後、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、ふれあい拠点施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第三項の規定は同日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(準備行為)

2 第十四条第一項の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(次項及び附則第四項において「施行日」という。)前においても、第十五条から第十八条まで及び第二十条第二項の規定の例により行うことができる。

3 第七条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同項及び同条第二項の規定の例によりその申請を行うことができる。

4 第十四条第一項の規定により指定管理者が指定管理業務を行っている場合において、前項の規定により施行日前に知事に対して施設等の利用の許可の申請がされているときは、当該申請は、施行日以後は、指定管理者に対してされた申請とみなす。

別表(第二十条関係)

一 多目的ホール、会議室、配膳室及び控室

名称	単位	
	県民利用	一般利用

利用料金の上限額(円)

八、九〇〇円とする。

六 施設等の利用について特別に電気又は水道を使用したときは、所定の利用料金のほかに、これらの実費相当額を徴収する。

二 貸事務室

名称	単位	利用料金の上限額(円)
五〇一号室	一月	八二、六〇〇
五〇二号室	一月	七六、〇〇〇
五〇三号室	一月	七六、〇〇〇
五〇四号室	一月	七六、〇〇〇
五〇五号室	一月	七六、〇〇〇
五〇六号室	一月	七六、〇〇〇
五〇七号室	一月	五九、一〇〇
五〇八号室	一月	三九、一〇〇
五〇九号室	一月	四三、四〇〇
五一〇号室	一月	五二、九〇〇
五一一号室	一月	六六、四〇〇
五一二号室	一月	二六、八〇〇
五一三号室	一月	三一、七〇〇
五一四号室	一月	三一、七〇〇
五一五号室	一月	三一、七〇〇
五一六号室	一月	三一、七〇〇
五一七号室	一月	三一、七〇〇
五一八号室	一月	三一、七〇〇
五一九号室	一月	三七、四〇〇

五二〇号室	一月	三二、一〇〇
五二二号室	一月	三九、一〇〇
五二三号室	一月	三〇、六〇〇
五二四号室	一月	三〇、八〇〇
五二五号室	一月	三四、三〇〇

備考

- 一 貸事務室の利用を許可した期間の初日が月の初日でないとき、又は当該期間の末日が月の末日でないときにおける当該月の貸事務室の利用料金は、日割計算によって得た額とする。この場合において、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 二 貸事務室の利用について電気を使用した場合は、所定の利用料金のほかに、この実費相当額を徴収する。

三 駐車場

イ 自動車駐車場

区分	利用料金の上限額（円）
指定駐車場以外の駐車場（一台）	一時間につき 二〇〇
指定駐車場（一台）	一月につき 一五、〇〇〇

備考

- 一 指定駐車場以外の駐車場の利用料金は、利用時間が一時間までは、無料とする。
- 二 指定駐車場以外の駐車場を一時間を超えて利用する場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として利用料金を算定する。
- 三 指定駐車場の利用を許可した期間の初日が月の初日でないとき、又は当該期間の末日が月の末日でないときにおける当該月の指定駐車場の利用料金は、日割計算によって得た額とする。この場合において、その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

ロ 自転車駐車場

区分	利用料金の上限額（円）
一台	一回につき 1000

備考

一 一回とは、第四条に規定する時間内において、駐車場の利用を開始してから当該時間内に利用を終えるまでの継続する利用をいう。

二 利用料金は、利用時間が五時間までは、無料とする。

四 附属設備

規則で定める上限額